

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県高等学校等修学奨学基金条例	公布日	平成17年3月28日
条例番号	平成17年三重県条例第3号	直近改正日	なし
所管部局課	教育委員会事務局予算経理課	電話番号	059-224-2940
条例の概要	経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源に充てるため、三重県高等学校等修学奨学基金を設置するものである。	条例の種類	財産管理型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第241条の規定により、条例の定めるところにより、特定の目的(奨学金事業の実施)のために資金を積み立て、運用するための基金を設けているものであり、また、経済的な理由による修学困難者への奨学金の貸付事業は、社会情勢から特に必要性を増しており、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	経済的な理由による修学困難者への支援は、引き続き必要性が認められる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	基金を運用して、毎月の修学のための費用(修学費)、入学時の一時金(修学支度費)貸与が行われている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい	地方自治法第241条の規定により、基金の積立、運用等について条例の規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第8項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づき、基金運用手続が行われており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に基づき、基金運用手続が行われており、整合性は図られている。
	条例の目的は、県民カピジョン等と整合している。	はい	奨学金制度を安定かつ適正に運用していくための基金条例であり、県民カピジョン(基本事業22104: 学びを支える環境づくりの推進)の目的と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	基金を運用して、毎月の修学のための費用(修学費)、入学時の一時金(修学支度費)貸与が行われているものであり、必要な規定である。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	奨学金事業運営上、必要な規定である。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	奨学金事業運営上、必要な規定であり、廃止すべき規定もない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	高等学校及び高等専門学校 <sup>の</sup> 在 <sup>生</sup> 生 <sup>生</sup> を <sup>対</sup> 象 <sup>と</sup> した <sup>奨</sup> 学 <sup>金</sup> で <sup>あ</sup> り、 <sup>対</sup> 象 <sup>は</sup> 限 <sup>定</sup> 的 <sup>で</sup> あ <sup>る</sup> が <sup>奨</sup> 学 <sup>金</sup> を <sup>受</sup> け <sup>て</sup> 高 <sup>等</sup> 学 <sup>校</sup> 等 <sup>を</sup> 卒 <sup>業</sup> し <sup>た</sup> 者 <sup>が</sup> 活 <sup>力</sup> あ <sup>る</sup> 社 <sup>会</sup> の <sup>実</sup> 現 <sup>に</sup> 寄 <sup>与</sup> す <sup>る</sup> こ <sup>と</sup> に <sup>よ</sup> り <sup>得</sup> ら <sup>れ</sup> る <sup>効</sup> 果 <sup>は</sup> 、 <sup>全</sup> て <sup>の</sup> 県 <sup>民</sup> に <sup>及</sup> ぶ <sup>も</sup> の <sup>で</sup> あ <sup>る</sup> 。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	高等学校及び高等専門学校 <sup>の</sup> 在 <sup>生</sup> 生 <sup>生</sup> を <sup>対</sup> 象 <sup>と</sup> した <sup>奨</sup> 学 <sup>金</sup> で <sup>あ</sup> り、 <sup>対</sup> 象 <sup>は</sup> 限 <sup>定</sup> 的 <sup>で</sup> あ <sup>る</sup> が <sup>奨</sup> 学 <sup>金</sup> を <sup>受</sup> け <sup>て</sup> 高 <sup>等</sup> 学 <sup>校</sup> 等 <sup>を</sup> 卒 <sup>業</sup> し <sup>た</sup> 者 <sup>が</sup> 活 <sup>力</sup> あ <sup>る</sup> 社 <sup>会</sup> の <sup>実</sup> 現 <sup>に</sup> 寄 <sup>与</sup> す <sup>る</sup> こ <sup>と</sup> に <sup>よ</sup> り <sup>得</sup> ら <sup>れ</sup> る <sup>効</sup> 果 <sup>は</sup> 、 <sup>全</sup> て <sup>の</sup> 県 <sup>民</sup> に <sup>及</sup> ぶ <sup>も</sup> の <sup>で</sup> あ <sup>る</sup> 。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
			無	無	
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えるが、一部の語句の表現を整理することにより、より明確化されたものとしたい。			